

物 件 調 書

物件番号 8 - 4

予定価格	27,000,000円 (※税抜価格)			
	土地：8,934,400円 (33.09%)			
	建物：18,065,600円 (66.91%)			
所在地及び 地積	所在地	地目	地積 (公簿・実測)	
	鴻巣市箕田字宮地4265番1	宅地	967.43㎡	
接面道路と 敷地の関係	南西側：市道G-208号線 幅員約7.4~7.7m舗装市道 (略等高~約0.8m高く接面) 北西側：市道G-200号線 幅員約6m舗装市道 (約0.5m高く接面)			
法令等に基 づく制限	都市計画区域	市街化調整区域	用途地域	—
	建ぺい率	50%	容積率	100%
	防火区域	—	高度地区	—
	その他の制限	—		
供給処理施 設の状況	供給施設	引込状況	事業所名	電話番号
	上水道	有	市水道課	048-577-8133
	下水道	なし	—	—
	都市ガス	なし	—	—
交通機関	鉄道	JR高崎線「鴻巣駅」から約2.0km		
公共施設	鴻巣市役所		物件から約1.7km	
	鴻巣市立鴻巣北小学校		物件から約1.1m	
	鴻巣市立鴻巣北中学校 (正門)		物件から約230m	

【アスベスト含有調査結果】

事前に建築物石綿含有建材調査者による、アスベスト含有調査を実施しております。結果は下表のとおりです。

NO.	試料名（建築物の名称・採取部分・建材の種類等）	石綿の有無	検出された石綿の種類（アスベストレベル）
1	外部・外壁 セメント中空押出成形板 複層仕上塗材	有	クリソタイル
	塗材、主材、ボード		ボード（レベル3）
2	外部・軒裏 ケイ酸カルシウム板 アクリルリシン吹付	有	クリソタイル
	塗材、主材、ボード		ボード（レベル3）
3	陶芸室・床 塗床	無	—
	塗材、下地		—
4	給湯室・床 合成樹脂系長尺床貼	無	—
	シート、接着剤、下地		—
5	シャワー室・床 モザイクタイル貼 50角	無	—
	タイル、目地モルタル、調整モルタル、下地		—
6	玄関ホール・床 磁器質タイル貼 100角	無	—
	タイル、目地モルタル、調整モルタル、下地		—
7	シャワー室・巾木壁 100角タイル貼	無	—
	タイル、目地、紙、接着剤、下地		—
8	玄関ホール・巾木 テラゾーブロック	無	—
	成型材、モルタル		—
9	給湯室・壁 PB ビニルクロス貼	無	—
	クロス、紙、ボード		—
10	給湯室・壁 防水PB100角タイル貼	無	—
	タイル、目地、紙、ボード		—
11	作業室・天井 ロックウール化粧吸音板 捨貼PB	無	—
	塗材、吸音材、紙、ボード		—
12	陶芸室・天井 化粧PB	無	—
	塗材、紙、ボード		—
13	廊下・天井 PB ビニルクロス貼	無	—
	クロス、紙、ボード		—
14	外壁・基礎 基礎巾木仕上	無	—
	塗材、調整モルタル、下地		—
15	建具廻り目地 シーリング材	無	—
	塗材、シーリング、ウレタン		—
16	屋根 ルーフィング	無	—
	防水材		—
17	陶芸窯置場・屋根裏 断熱材	無	—
	断熱材、接着剤		—

18	陶芸窯置場・床 モルタル金ゴテ	無	—
	塗材、下地		—

- ・建物の解体をおこなう場合は、大気汚染防止法、石綿障害予防規則、廃棄物処理及び清掃に関する法律その他関連法令を遵守のうえ、適正な作業基準に基づき解体作業を行ってください。
- ・解体作業を行う場合は、事前調査報告書を貸与することは可能です。

留 意 事 項

- ① 本件建物等に種類、品質、数量等に関して、本契約の内容に適合しない状態があっても、市は担保責任を負いません。
- ② 土地に現存する物全てを含みます。
- ③ 土地の実測に伴い、隣接者への確認を行っています。
- ④ 現況有姿での引渡となります。この調書その他の添付資料はあくまでも参考であり、現況を優先します。
- ⑤ 地下埋設物調査、地盤調査、地質調査、土壌汚染に関する調査は行っておりません。
- ⑥ この土地・建物に関する種類、品質、数量等が本契約に適合しない状態（地下埋設物、土壌汚染、越境工作物等を含む。）があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。
- ⑦ 地積更生等が必要になった場合、市は対応いたしません。
- ⑧ 都市計画法による市街化調整区域です。申込前に関係機関に確認し、関係法令等を遵守してください。特に、都市計画法第43条の建築許可に関する事前相談については、募集要項2に示す内容を確認してください。
- ⑨ 物件に関する水害及び冠水・浸水想定については、申込前に水害ハザードマップ及び内水ハザードマップを鴻巣市ホームページ等で確認してください。
- ⑩ 建物は未登記であるため、売却決定者が使い続ける場合は、自らの負担において登記してください。なお、登記にあたって市の所有する資料（募集要項2に記載のもの）は落札決定者へ提供するものとします。
- ⑪ 建物を解体する場合は、当該物件からアスベストレベル3が検出されていることから、近隣住民に十分配慮し、大気汚染防止法（令和2年法律第39号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）、廃棄物処理及び清掃に関する法律その他関連法令を遵守のうえ実施してください。
- ⑫ 物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ごみ置場、道路設置物（ガードレール等）、道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合、移設又は撤去の可否の取扱いについては、設置者又は管理者に問い合わせの上、適切に対応してください。

※ 本物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の状況及び利用制限等については、ご自身で確認をお願いします。